

午後 3 時 10 分開議

鹿熊正一委員の質疑及び答弁

瘡師委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鹿熊委員。あなたの持ち時間は60分であります。

鹿熊委員 予算特別委員会のしんがりを務めます。よろしく願います。

12月10日から1週間は、政府の北朝鮮人権侵害問題啓発週間でございまして、知事はじめ御出席の幹部の皆様方には、全員ブルーリボンバッジをつけていただいております。拉致議連の会長としてこの問題を共有できておりますこと、大変うれしく思います。

さて、新田知事には2期目に入られました。新田知事には健康に留意されまして、県政発展に御活躍、御精励されますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、新田知事の県政遂行のベースは知事選前に発表されたマニフェストでありますので、私はそれを基に、その考え方や関連施策について質問いたしたいと思っております。

委員長、資料の掲示を認めてください。

瘡師委員長 許可いたします。

鹿熊委員 まず大きな括りで、未来へ向けた人づくり「八策」、それから新しい社会経済システム「八策」がありますが、この中の未来へ向けた人づくりにある1と2、こどもまんなか社会の実現と教育改革を取り上げたいと思っております。

最初は、こどもの権利に関する条例素案について質問します。

その19条に権利侵害の救済規定がありまして、こども支援委員会（仮称）が、被害者等の申出を受けて、知事等に対して、権利侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずるよう勧告することができるという規定があります。

知事や教育委員会に勧告するという事態は、相当に現場がこじれて収拾不能な状態にあるように思われます。どのような場合を想定しているのか、松井こども家庭支援監に問います。

松井こども家庭支援監 現時点の素案では、富山県こども支援委員会（仮称）を設置し、子供や保護者から権利侵害に関する救済の申出があった場合、また知事から諮問された場合、さらにこの委員会自ら権利侵害があると認められる場合にその事案について調査審議を行うこととなります。

また、この支援委員会が調査審議した結果、必要があると認めるときは、知事または県教育委員会に対して権利侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずることなどについて勧告することができるとしております。

勧告を行う場合として、例えば委員会が調査審議した結果として、対象機関が子供、保護者の主張等を十分にお聞きし、公平・公正に対処しているとは言い難いケース、また対象機関において、子供の権利を守ることにに関して、組織的な体制が十分とは言えないケース、それから対象機関の中で、子供に対して、例えば国籍や人種、性別、障害の有無など不当な差別が存在するケースなどが想定されます。

この権利侵害の救済規定については、ほかの救済制度との役割分担などの課題がありまして、関係者の意見を聞いて丁寧に制度設計をしてまいります。

鹿熊委員 そのような事態が想定されるわけですが、いずれにしろ大変こじれた事態だと思いますので、迅速性というものも求められると思うのです。申出を受けた場合のこども支援委員会の処理の迅速性、それから一定の措置を講ずるように勧告を受けた知事側のあるいは教育委員会の迅速性が必要なもので、その迅速性という規定も私は盛り込んだらいいのではないかなと思っております。

それと、他県の同様の権利救済規定の適用事例を幾つか調べてみました。山梨県ではこの2年間でゼロ件、それから長野県ではこの10年間で3件、そのうち勧告が2件と少ないのです。要するに、ある一定程度そういった事態になっていないということで、これは好ましい事態だと思います。少ないから不要だと私は言っていないので、このセーフティーネットの規定は必須であると思っております。

ただ問題は、この条例の実効性といいたいまいしょうか、条例により子供の権利が守られているという実態の把握、これはとても大事だと思います。それを把握し、知事に報告するなどということがとても大事だと思っております。では誰がやるのかということを考えてときに、私はこのこども支援委員会がその機能を果たすのではないかなと思います。多分この規定を設けても、他県と同じように適用例は少ないと思います。現場がある程度はしっかりとできていると私は思います。

したがって、この支援委員会はせっかく設置したけど、あまり動かないということではもったいないと思います。せっかく専門家で構成するこの支援委員会でありますので、もっと能動的、主体的な県の機能を持たせたらいいのではないかと。すなわち、今言いましたように、この条例の中に、実態把握をして知事に報告する、諮問を受けるのを待つのではなくて主体的にやる、こういった規定も盛り込んだらいいのではないかと思っております。

どうですか。端的に考えを聞きたいと思っております。

松井こども家庭支援監 こども支援委員会（仮称）は、子供の権利侵害に関する調査審議や問題解決に向けた調整、勧告等の機能を持つこととなりますが、このほかに能動的な機能を持つことは子供の権利に関し、中立的な立場で独立性を持って職務を遂行される、この委員会の委員の方々の優れた識見を有効に生

かしていく点で大切なことと考えております。

そうした委員会が設置されている県では、今ほど委員からも御紹介ありましたが、能動的な機能として、委員会自らが子供の権利擁護に関する普及啓発を行ったり、子供の支援に関する県の施策について報告を求めたりしているほか、今後設置を検討している県では、子供の権利の侵害に関する事項に関して委員会が知事に意見を述べるができるようにすることも検討しているとお聞きしております。

今ほど委員より御提案がありました、能動的な機能を踏まえまして、例えば、委員会が県の子供の相談機関の相談状況や子供の権利に関する県の施策の実績などを聞き取りまして、知事に意見を述べることも考えられます。

今後、この委員会にどのような機能をさらに加えることがよいのか、また加える場合には条例にどのように盛り込むのかについてよく検討してまいります。

鹿熊委員 ありがとうございます。ぜひ検討してください。

ここで2つのことを私は申し上げました。1つは、この勧告に関する迅速性ということ。それから2つ目は、支援委員会に新たな機能を持たせたらどうかということ。

これらについて、やはりまだ検討が必要かと思いますので、まだある程度素案の段階ですが、検討して、より練った素案にさせていただいてから、パブリックコメント等にかけるなど少し時間が必要かと考えます。何か御意見ありますか。

松井こども家庭支援監 条例につきましては、今年度中の制定を目指しておりますが、今、委員からの御意見もございました。今素案の段階ですけど、よく練って、鹿熊委員はじめ各議員の方からもいろいろな御意見をいただいております。それを丁寧にお聞きしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

鹿熊委員 よろしくお願いたします。

それでは次に進みます。今後の県立高校の姿を検討するに際し、高校生に加えて、中学生の声も聞くべきでないかということ質問しようと思っていまして、立村委員の質問に対して広島教育長は中学生の意見を聞く予定だという答弁でございましたので、一安心しましたが、やはりそれは適時適切にやってもらわないと困ると思っております。

そこでもう一度、どのように、いつ頃中学生の意見を聞くのかお聞きいたします。

広島教育長 午前中に立村委員の御質問にお答えしたということで、今後の流れというところからもう一度整理させていただきますと、今は素案を提示しています。それで午前中にも知事から答弁ございましたが、今後ですが、来月総合教育会議で令和20年度の5年前と10年前の配置の姿を議論するという予定です。その後改めまして、ワークショップや意見交換会を開催する予定ですが、これに合わせて今年度からスタートしますこども県政モニター制度も活用して、今後高校に通うことになれる小学校5、6年生、また中学生に対して、学んでみたい高校などについてお聞きするアンケートを実施したいと考えているところでございます。

鹿熊委員 タイミングは分かりましたが、このこども県政モニターは厚生部の所管です。過去の例を見てもみると、それに応募している小学生、中学生は少ないですね。ですから言いたいのは、もっと多くの中学生の声、小学生の声を聞くように、こども県政モニターだけでなく、もっと積極的な問いかけを、より多くの中学生、小学生の声が届くようお願いしたいと思います。

広島教育長 こどもまんなかという視点で描きます、県立高校の将来像でございます。中学生や高校生など若い世代の皆さんか

ら、できる限り多くの意見をお聞きし、丁寧に議論を進めてまいりたいと考えております。

鹿熊委員 よろしくお願ひいたします。

それでは次に、不登校のことについてお聞きいたします。

資料の次、左側が県内小学校、右側が県内中学校の不登校の児童生徒の推移です。小中学生に絞って質問いたしますが、大変増加している現状であります。この令和5年の文科省の調査では、小中学生合わせて2,600人余りということになるわけで、令和3年比、小学校で1.53倍、中学校で1.37倍と大変増えております。

そこでまず、この現状をどのように見ているのかということと、それから不登校の児童生徒に対する支援として何が最も大切なことと考えておられるのか、新田知事に伺いたいと思ひます。

新田知事 御指摘のように県内の小中学生の不登校児童生徒数は、結構な勢いで増加しております。その要因としては、コロナ禍の影響による登校意欲の低下傾向が続いているのが1つ。子供たちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていることがうかがえます。

教育機会確保法では、不登校児童生徒に対して、個々の状況に応じた支援、安心して教育を受けられる環境整備、社会で自立できる基礎の育成、国や県、民間団体等の連携が必要であるとされています。

私としては、不登校児童生徒にとって最も大事なことは、子供たちの社会的自立に向けて、学校のみならず社会全体で個々の状況に応じ適切に支援することだと考えます。

県では、個々の状況に応じた適切な支援を行うため、スクールカウンセラーなどの専門家を配置し、学校内での教育相談体制を充実させ、早期発見、早期対応に努めています。また、社

会全体で支援するため、今年度、不登校児童生徒への正しい理解を促す関連法規や保護者向けリーフレットをまとめた「不登校児童生徒支援の手引き（ガイド）」を作成して、保護者、フリースクールなどの民間施設へ配布し、県の公式ホームページにも掲載しています。

さらに子供たちが安心して学ぶ場所や居場所の確保も重要であり、施設利用する家庭に対して利用料の一部を支援する事業を新たに開始しました。

引き続き教育相談体制の充実とともに、不登校児童生徒への支援についての理解が広く社会に浸透するように周知に努めてまいります。

鹿熊委員 大変多くの不登校の児童生徒がいるわけではありますが、その一人一人について、学びの状況など、どのような状況にあるかということ把握するというのが、大変ですがとても大事だと思っております。

一人一人について把握しているのかどうか。現状を広島教育長にまずお伺いします。

広島教育長 学校におきましては、不登校児童生徒だけでなく、児童生徒について小さな変化を見逃さないように努めております。そこに対して担任だけではなく、カウンセラーなど専門家とも連携したケース会議などを行いまして、チームとして一人一人の学びの状況などを把握しながら、適切な支援につなげるよう努めているところです。

令和5年度の調査では、県内の公立小中学校の不登校児童生徒の65%程度が学校内外の機関などで専門的な指導などを受けている状態です。この機関などの割合、その主な内訳になりますが、まず一番多いのが、学校内でのスクールカウンセラーによる対応で、約44%となっております。このほか学校外では、病院や診療所によるものが17%、市町村の教育センターによる

ものが11%、民間団体、民間施設——フリースクールなどになりますが、これが5%程度となっております。

しっかりと支援を受けられていない児童生徒ということになりますけれども、学校内外での機関などで専門的な指導などを受けていない児童生徒は全国で38.8%、県内でも全国同様、約4割程度がそういう状況でございます。

ただ、この約4割のうちの9割近くの児童生徒は、担任の先生が家庭に連絡や訪問をするなど、週1回程度の継続的な訪問、相談、指導などの支援を受けているということになります。その結果、ちょっと細かい計算になりますが、支援を受けていない児童生徒は、約6%程度おられるということで、この6%の支援を受けられていない児童生徒の中には、やはり本人が人と会うことを拒否している場合もあるということございまして、こうした場合は担任の先生が保護者と連絡を取り合い、本人の状況を確認しているというような状況でございます。

鹿熊委員 分かりました。

全く支援の受けていない児童生徒が6%ということですから、大体2,600人が分母とすると150人余りということですか。また、5%がフリースクール等民間ということですので130人余りということいいんですね。

次に、今年度スタートしたフリースクール等通所児童生徒支援事業、授業料等の補助対象経費の2分の1、上限1万5,000円を補助するというこの制度を利用している生徒は何人いますでしょうか。

廣島教育長 今年度から始まりました事業を若干御説明させていただきますと、フリースクールなどへの民間施設に通所している児童生徒を持つ家庭への支援ということで、フリースクール等通所児童生徒支援事業を開始しております。

この事業の利用者につきましては、今年度1学期、4月から

7月分ということになります。学期ごとに支給することにしておりまして、その実績として108人の利用がございました。県内の小・中・義務教育学校に確認したところ、各学校で把握している令和6年度1学期にフリースクールなど民間施設に通所した人数が約131名と出ております。このことから、本事業を利用できていない家庭もあるんだろうとかがえます。

今後ともこの事業の周知にしっかり努めてまいりたいと考えております。

鹿熊委員 ぜひその周知に努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

この不登校について最後の質問になりますが、近年の増加の傾向から見ると、不登校はさらに増加していくと私は思います。数年のうちに、小学校、中学校で4,000人前後になっていくのではないかなと思います。

それに対して、学びの受皿が果たして足りているのかと思いますし、また、生徒と先生、あるいは生徒とスクールカウンセラー等、個と個の対応では、数的にも専門性においても、もう限界であるんでなかろうか。したがって、チームでの対応が非常に重要と考えます。

そこで知事に質問でございますが、年々増える不登校児童生徒に対応するため、一人一人のニーズに対応した学びの場をどのように確保していくのか。また、教員と心理、福祉、医療等専門機関と連携してチームで支援する体制づくりが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

新田知事 おっしゃるように増加傾向にある不登校児童生徒の個々の状況に応じた多様な学びの場の確保のためには、学校以外にも市町の教育支援センターあるいはフリースクールなどの民間施設とも連携・協力し、児童生徒の居場所の選択肢を増やしていくことが大切と考えています。

このため県内の14市町では、不登校児童生徒の学校外の学びの場として教育支援センターを設置しておられます。また、県ではフリースクール等の民間施設に対し、開設の経費などを支援しています。加えて先ほども述べましたが、今年度からフリースクール等を利用する家庭に対する施設利用料の支援を開始しました。

県教委では、不登校等により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した生徒も学び直しができる県立夜間中学の設置を検討しています。今後も、困難を抱える子供たち一人一人のニーズに対応した学びの場や居場所の確保に努めていきたいと考えます。

不登校支援においては、委員おっしゃるように、学校内外の各機関がチームとなって連携する体制づくりが重要だと考えております。このため県では、心理の専門家であるスクールカウンセラー、また福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、担任が1人で抱え、悩むことがないように、ケース会議により情報を共有して支援に当たっています。

ケース会議というのは、養護教諭、学年主任、担任、生徒指導主事、管理職、またコーディネーター的な役を果たす教員、また状況に応じては保護者も入るといような、それにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そんなチームでケースを一つずつ考えていくということでもあります。また、必要に応じて医療専門機関とも連携した支援ができる体制も整えています。

今後も専門機関と連携してチームによる支援を強化するには、やはりこのスクールカウンセラーなどの配置拡充が大切だと思いますので、引き続き国に支援の充実を要望してまいります。

鹿熊委員 増加していく不登校児童生徒に対する対応にしっかりと取り組んでいくことが本当に大事ななと思っております。

一方で、これは別の議論ですが、それでは学校の存在意義は何なのかということも、併せて検討議論していくことも必要かなと思います。これはまた別の機会にと思っております。

次は、マニフェストの4番目、共生社会の実現に入ります。

外国人との共生について、その中でも特に日本語習得に焦点を当てて質問したいと思っております。

その中で最初は、この外国人の小中高生に対する日本語教育について質問する予定でしたが、ちょっとこれ割愛しまして、子供も大人も包括した話として1点聞きたいと思いますので、竹内生活環境文化部長にお聞きいたします。

さきの文科省の2023年の調査によりますと、日本語教室の空白地域は、富山県では33.3%とのことであります。日本語教室というのは、日本語習得と併せて、外国人が地域とつながる交流拠点としても有効であると思います。

そこで、外国人との共生社会実現に向け、日本語教室の空白地域解消や日本語教師の育成など、日本語を学びやすい環境づくりにどのように取り組むのか、竹内部長にお伺いいたします。

竹内生活環境文化部長 本県が専門人材をはじめとする多様な外国人材の受入れを進めるに当たりまして、日本語を学びやすい環境づくりは大変重要だと考えております。

これまで本県では、県内4か所で初期日本語教室を開催してありましたり、地域日本語教室における日本語学習ボランティアの養成、スキルアップ指導など、日本語を学ぶ環境づくりに取り組んできております。県内20か所で開設されております地域日本語教室では、学習ボランティアと学習者が対話しながら日本語を学び、日本の文化や習慣、地域の防災拠点などを取り上げ、また地域の祭りにも参加するなど、外国人と地域との交流の拡大にもつながっていると承知しております。

一方で、本県は外国人の散在地域——散らばっていらっしや

る地域——とされておりまして、県内幅広く日本語を学べる機会が提供される体制が望ましいところでございます。

御指摘のとおり、日本語教室のない市町村もあるほか、学習ボランティアを含む日本語教師の数も不足している現状でございます。こうした課題の対応に向けては、これまで初期日本語教室におけるオンライン授業の導入、そして日本語教育コーディネーターによる地域日本語教室の支援といった取組をこれまでしてきておりますが、今般着手いたしました富山県外国人材活躍・多文化共生推進プランの改訂の中におきましても、日本語を学びやすい環境づくりに向けてさらなる取組について検討をしていきたいと考えております。

鹿熊委員 それではよろしく申し上げます。

次に、マニフェストの5番目、スタートアップ支援について質問いたします。

先日、県は、2026年春に富山空港—関西空港の新規路線開設を目指す地域航空会社ジェイキャスエアウェイズと連携協定を結びました。事業準備中の企業と協定を結ぶというのは極めて異例のことと思いますが、その趣旨は何か、川津知事政策局長にお伺いいたします。

川津知事政策局長 県では、これまで民間との連携協定としては、地域貢献活動を実施する大企業や団体等との締結が多くありました。ただ、スピード感を持って地域課題を解決していくためには、官民連携事業のロールモデルとなります事例をできるだけ多く創出していくことが重要だと考えております。

ジェイキャスエアウェイズは、富山に拠点を置きながら関西国際空港と富山空港そして全国各地の空港を空路でつなぐという意欲的な事業に取り組むスタートアップ企業でありまして、急成長の可能性を秘める一方、まだ事業開始前であり、スタートアップ支援を推進します県としては、リスクを恐れず挑戦す

る起業家を応援することが大変重要だと考えております。

委員御指摘のとおり、開業前の事業者との協定締結は前例のないことではありますが、同社は使用機材リースにかかります正式契約を締結され、事業の実現性も高まったところであり、同社が目指します富山空港の路線拡充は公共性が高く、県民の利便性向上にも結びつくことに加え、さらに関西圏等との交流促進によりまして、観光客の増加も期待される。さらには同社によります新規路線のPRは、県の観光施策や移住施策とも親和性が高いことから、同社との連携協定を締結することにしたということでもあります。

鹿熊委員 同社を応援するということがおっしゃったので、そういう意味もあるんだということをよく理解しましたし、今おっしゃったような協定の内容が現実化するのには、やはりこの事業がスタートしてからだと思います。しかし応援するという意味を込めてということはよく分かりました。

そこで、先週、地方創生産業委員会でT - S t a r t u p 企業4社との意見交換会を行いました。ジェイキャスエアウェイズの梅本社長は、資金調達の支援について、県から企業等の紹介リストなどを頂き、接続していただいたことが、県内有力企業からの資金調達につながり、とてもありがたかったと感謝しつつ、もう少し早い段階でそのような支援があればなおよかったと発言されました。私は同社が、今後の資金調達、これは相当多額ではありますが、それが首尾よく進み、計画どおり2026年春に富山一関空間の路線が就航することを強く願っております。

そこで、知事に質問いたします。

知事のマニフェストに、この資金調達について支援制度の見直しを行うとともに、スタートアップの資金調達環境の充実を図るとありますが、今後の取組方針についてお伺いいたします。

新田知事 スタートアップの成長を支援するために、これまで多

岐にわたる資金調達支援策を積極的に展開してきました。

具体的には、T－S t a r t u p 創出事業において、最初は1つの枠だったんですが、昨年から3つの類型をつくりました。その中に、「I P O ・ M & A 型」の類型を設けまして、選定企業に対し資金調達や市場戦略、組織戦略などに関するオーダーメイドの育成支援を実施しています。また、県内の金融機関と連携して設置した「とやま中小企業チャレンジファンド」の運用益を活用して、スタートアップのロールモデルを目指す事業に助成をしてきました。さらに、「とやまスタートアッププログラム i n 東京」を開催し、ベンチャーキャピタルへのアプローチに向けた実践的な技術を学ぶ機会を提供しています。これはこれまでやってきたことです。

来年度は、これも私のマニフェストの一項目ですが、とやまスタートアップ支援官民連携会議を立ち上げ、県内の金融機関、県信用保証協会、新世紀産業機構などの支援機関、そして、市町村をはじめとする多様な関係者と有機的に連携し、それぞれの知見、資源を最大限に活用することで、支援内容を充実させていきたいと考えます。

また、新たな総合計画の策定に当たってですが、スタートアップ支援を中長期的な視点から体系的に検討し、企業の成長段階に応じた効果的な支援策を構築したいと考えます。

今後も、「オール富山」としてスタートアップエコシステムの形成を進め、県内外の起業家にとって魅力的な環境を提供できるよう、着実に取り組んでまいりたいと思います。

鹿熊委員 ありがとうございます。

それでは次に、マニフェストの6番目、健康・福祉についてであります。具体化する100の項目の中になぜか入っていないと思いますが、孤独・孤立の問題は大変重要な問題だと思っております。高齢者単身世帯の増加、ヤングケアラーやひきこも

り、8050問題など、孤独・孤立に陥りやすい実態が増えてきていると思います。そして昨年、孤独・孤立対策推進法が成立をいたしました。本年4月1日から施行です。

そこで、基本的な点を1点、有賀厚生部長にお伺いいたします。

県の孤独・孤立の現状をどのように捉え、どのように孤独・孤立対策の充実を図る方針か。また、この法律で地方公共団体の努力義務とされました「孤独・孤立対策地域協議会への設置」に向けた県の対応方針について聞くわけであります。

対応方針と言いますのは、やはりこの孤独・孤立対策地域支援協議会というのは、支援の具体的内容を協議する極めて重要な組織でありまして、ただその運営が市町村の過度の負担とならないことが大事だと思っております。そういう意味では県と市町村の共同設置や、市町村への設置のためのいろいろな支援、設置のみならず運営においてもしっかりと県が支援していくということが重要と考えます。そういう観点から質問いたしますので、よろしく答弁をお願いいたします。

有賀厚生部長 孤独・孤立については、単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及等の社会構造の変化に伴い、家族や地域、会社などにおける人とのつながりが薄くなり、誰もがそうした状態に陥りやすい状況にあると考えております。加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化、深刻化するということが懸念されております。

孤独・孤立の問題に対しては、行政のみや支援機関単独では対応が困難である実態を踏まえまして、県では10月に富山県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置いたしまして、先月には支援機関の専門家等で構成する幹事会を開催したところでございます。

今後、市町村の福祉関係職員を含めた定期的な勉強会等を通

じて、まずは参画する関係者等が対等かつ相互につながる水平的な連携体制を構築し、おのこの地域での孤独・孤立対策につながるよう取り組んでまいります。

また、内閣府が示しているガイドラインによれば、地域協議会は各地域において、個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の間で協議する場でございます。

県としては、各市町村の実際の状況などを伺いながら全国の好事例の情報提供を行うなど、その地域でできる取組が進むように支援していきたいと考えております。

鹿熊委員 ちょっと1点。県における孤独・孤立の現状をどのように捉えているのか、実態も聞いたんですけど。

有賀厚生部長 孤独・孤立に関しては、当然県では高齢化が進んでいるというところ、例えば厚生部で言いますと、医療の問題から分析してみますと、軽症者の救急搬送が増えております。要は1人でいらっしゃる方というところが多い、つながるところ、助けていただけるところになかなかつながっていかないということがそうした問題の要因となっていると思っております。

つまり、現状として、人口の状況からいくと、孤独・孤立ということがより深まっていくということで、これに関する対応ということはしっかりしていかなければいけない。また、高齢者以外に関しても、先ほど申し上げましたような単身世帯の増加や働き方の多様化で、やはりこうした問題については、顕在化、深刻化していくと捉えておりますので、プラットフォームでまずはつながっていくということは必要かなと思っております。

鹿熊委員 そういう傾向だろうというのは分かるんですが、やはり現状をもう少ししっかりと把握しておく必要があるのではないかなと思います。

単身高齢者世帯の現状、端的に言いますと数や、ヤングケアラーがどうなっているか、あるいはひきこもり、8050問題について、もう少し実態把握が必要でないかなと思って聞いておりましたので、また御検討ください。

それともう一つは市町村への負担が過度にならないようによろしくをお願いします。

次に、マニフェストの最後、8番目の県庁改革について2点、官民協働事業レビューについてと「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクトについてお聞きしたいと思います。

この点については、なかなか質問に取り上げるには勇気が要るんです。県庁改革、皆さん方の分野に立ち入るわけなので、こちらにも勇気を振り絞って質問いたします。

まず、その官民協働事業レビューについては、私は令和4年3月の予算特別委員会で質問を取り上げまして、県自らの事業なので自ら見直しをするのが筋ではないかと、またできるはずだと、そんなことを申し上げました。

それに対して知事は、やはり慣れ親しんだ仕事のやり方があり、もう一度公務員としての意識を取り戻すべく、そういった改革も必要であるし、また見直しのノウハウということも身につける必要があるということで、そういう観点から、当時の答弁として、イベント的になりますが、しばらくは続ける必要があるかと思えますと御答弁されました。

11月の今議会の初日の決算特別委員会で、知事の答弁では、藤井委員の質問に一定の成果が出てきていると、そういうことでございましたので、この1年の試行と3年間の本格実施によって、公務員としての意識改革、事業見直しのノウハウ習得という一定の目的を達成しつつあるのではないかと。そこでイベント的な本事業の在り方をそろそろ見直して、職員の政策立案力の一層の向上に取り組むべきと考えますが、今後の本事業の在

り方について、どのように考えるのか、知事に所見をお伺いしたいと思います。

新田知事 令和3年度から実施している官民協働事業レビューでは、民間経営者や若手の社会人、学生、あるいは無作為抽出の県民評価者から数多くの貴重な御意見やアイデアを頂きました。

私は、このレビューを県民と職員が直接対話する機会の一つ、現場主義の一環と位置づけています。参加職員のアンケート結果では、約7割がレビューの場の有効性を感じており、職員自らが県民目線で評価、改善に取り組むという意識改革や政策立案力の向上にもつながっていると、私自身としても手応えを感じています。

さらに、県民評価者には評価シートへの記入に加えて、御自身の考えや意見を伺う時間を設けています。県政を自分事として考えるようになったなど、参加者の満足度も高く、県政全体に関心を持っていただけたことも大きな成果だと認識しております。大体土曜・日曜に行っておりますが、貴重な土日割いて県のために時間を使ってくくださるということが大変にありがたく思っておりますが、一方で、県民評価者の皆さんも大変に満足しておられるということも大きな収穫だったと思っております。

今後のレビューですが、例えば県民評価者が議論しやすいように特定のテーマを設けて事業選定することや、現地視察への県民評価者の参加、また若い世代の参加を一層促す仕掛けなどによって、双方向、県民参加の要素を強化するなど工夫して、県民の声をお聴きする貴重な機会を大切にしていきたいと考えています。

加えて職員には、時代の変化や環境の変化に的確に対応した行政運営の戦略化、地方分権の時代にふさわしい地域力創造・地域経営の手法などについての政策形成能力が求められている

わけですから、職員研修も充実し、また各省庁や民間企業などでの派遣研修に取り組み、職員の政策立案能力の向上を図っていきたいと考えています。

鹿熊委員 あとしばらく、さらに内容を充実するという方向で検討しておられるということは分かりましたが、後段のほうが大事だと思うんです。将来に向けた政策立案力をしっかりと高めていただきたいと思います。

次に、「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクト。これは本来であればこの資料の右側の観光のところに出てくるのですが、やはり、県庁内の仕事の在り方という観点で質問したいと思います。

私はこのプロジェクトについて、まだまだ県民の理解と共感を得るには至ってないと思います。ここにありますとおり10年後の目標が出ておりますが、令和14年までに一体どのような設計図を作って、この令和14年の姿に持っていくのかという、その行程が全く示されておりません。しかもそのすしをフックにしてもろもろ、文化、風土、それから富山の食、お酒、器、工芸など幅広いものを発信して、関係人口、それからウェルビーイングの定着を目指すという、知事が県政の運営で非常に大事なものとして掲げられる2つのところに向かっていくんだということではありますが、その過程をまず示さなきゃならないだろうということ。それから、県と民間の役割、いずれはやはり民のほうでなるべく自走していくようにしていかないとはいけません。実質1年で、これの普及啓発、人材育成等で約8,600万円の予算は使われておるんです。その評価というものを一体どのようにやるのか、あまりにも目的のところは漠然としているので、その周りの事業評価とそれに基づく政策立案というのはどのようになされているのか、されていくのかということもとても大事かと私は思っております。

もう1回まとめますと、令和14年度までの設計図を出してほしいということ。それから、官民の役割、民がどうやって自走していくかということも含めてそれが大事。それから、成果指標に基づく評価と政策立案というものがなければ、予算づけの意味合いが県民に理解されないということを強く私は思っております。プロジェクトそのものに反対というよりは、せっかく進めていくなれば、私は2月の予算特別委員会でもやるならもう徹底的にやってほしいということを行いましたけど、しかしそれには、県民の理解と共感、それからその政策の事業評価と、その評価に基づく政策立案というものがしっかりとなされるべきだと、このように思っておりますので、知事の取組方針をお伺いいたします。

新田知事 エールを頂き、ありがとうございます。

この寿司ブランディングですが、10年間の息の長い取組なものですから、目指す方向性を明確にして、県民や民間事業者と共有して取り組む必要があると考えます。

そのため、これはこれまでも申し上げてきたことですが、最初の3年間、令和5年から7年は官民が連携して成功事例をつくり出す立上げのフェーズ。その後の3年間、令和8年から10年が成功事例を横展開する発展フェーズ。さらにその後の4年間、令和11年から14年は、成果を起爆剤に取組を活性化する浸透フェーズとする、そういう行程を描き取り組んでいます。

これまでの立上げフェーズでは、SUSHI collection TOYAMAの開催、また、PR動画の配信、「富山県民家庭の日」に寿司を食べよう県民キャンペーン、県内すし店と県外若手すし職人とのマッチング支援などを通じて、県鮭組合や県内外の回転ずし店に加えまして、酢の大手メーカーや地元スーパーなど様々な事業者と連携してきました。

こうした取組に呼応して、ホテルでのすしの提供やすし職人

の養成学校の設立に向けた動きもあります。また、生命保険会社さんがこの事業を積極的に取り上げてくださって、独自のアンケートなども展開をしていただいていたたり、東京の本社で物産展を行ったりもしてくださっています。また、町のレストランが——フランス料理のレストランなんです——月に何度かすしを出す日をつくってくださっています。また、銅器の協同組合さんでは、富山湾鮭を銅で作るという、そんなオブジェも作ってくださっています。それから、日本郵政さんでは、すし切手を発売していただきました。特に依頼していないんですが、そういった官民の取組の広がり実感をしているところです。この好循環をさらに発展させていかなければなりません。

委員御指摘のとおり事業評価とそれに基づく政策立案が必要です。このため県外認知度が90%、それから富山のすしを友人などに積極的に進める県民割合90%、この2つの大きな目標がありますが、これらの達成に向け、さっき言った3つのフェーズごとに、目安となるマイルストーンを配置し、評価、検証を行い、戦略の確実な進行に努めていきます。

具体的な立上げフェーズ、要するに今のフェーズですが、マイルストーンとして100件以上の官民連携事例の実現を目指しています。来年度が最終年度となりますから、着実に事例を増やし次のフェーズに、すなわち次の発展フェーズにつなげるように、この立上げフェーズへの官民連携の実例を100まで増やしていく、それが今のフェーズの目標ということになります。

鹿熊委員 私もすしは大好きで、家族とか友達とかと食べるという意味で好きであります。多くの県民の方も好きだと思っておりますが、この「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクトについては、もう少しやはり理解と共感が必要だと思います。みんなでこのプロジェクトを進めていこうというような空気に県内ではなっていないと私は思いますので、しっかりと事業評

価値しつつ、今おっしゃったようなことを着実に進めていただきたいと思います。

それでは次に進みます。今度は資料右側の新しい社会経済システムのことに入ってきます。ここでは2つ質問をするということになります。

1点目は、新しい社会経済システムの2番目、まちづくり・公共交通の項目にあります鳥獣対策です。

その中でも熊対策について質問します。鹿熊対策でなくて、熊対策に絞って質問をいたします。

熊が今、市街地といいますか町部にも出没しております。朝日町においても今なお出没中、しかも町に近いところで出没しております。それから、11月にも10日余りにわたって民家の近くに出没し、最後は住民を避難させ、警察官の指揮の下で捕殺したということでもあります。

この長時間にわたり熊が居座る事例が県内外に見られます。他県でもございました。住民の不安は大変大きくなっております。

熊対策をいろいろやってきておられますが、こういった事例を基に、関係者との協議をしっかりと県が指導して、さらなる強化を図ることが必要と考えます。

例えば、市街地への進入経路となる河川に繁茂する雑木等の伐採処理がこれでいいのかどうかというようなこと。それから、住民への適切な注意喚起の在り方や、ハンターと行政、警察との連携をもう1回しっかりと構築しなきゃなんということ。

朝日町の例では、警察本部が持つておられる熊発見のための熱感知をするドローンが大変有効に機能したということでもございまして、そういったものが警察本部にあるが、各署にはないというようなことも聞いております。

そういった装備など、もう一度、熊対策のさらなる強化を図

っていくということが必要と考えますが、総合して竹内生活環境文化部長にお伺いいたします。

竹内生活環境文化部長 県ではこれまで、熊の活動が活発となります春と秋の年2回、市町村、猟友会、そして警察、県庁の関係課、これらが集まり構成します野生動物被害防止対策会議を例年開催しております。

この中では、熊の出没状況の共有や出没予測に基づく注意喚起を行います。また出没時の連携体制の再確認を毎年行っております。また、熊による人身被害発生時や出没が頻発するような際には、県の担当者や専門家を現地に派遣し、地元の市町村、猟友会、警察などと協議・連携して対応に当たっているところでございます。

御紹介がありました、先月、朝日町の横尾地内で発生しました、人家周辺に熊が居着いた事案につきましても、県では、入善町さんに協力要請をして必要数の熊檻を確保したり、猟銃での捕獲に備えて現地調査の上、発砲位置等についての助言なども行ったところでございます。

また、町や町の鳥獣被害対策実施隊、警察におかれては、これも御紹介がありましたが、周辺道路の封鎖、近隣住民への注意喚起、パトロール、熱感知ドローンによる熊が潜む位置の捕捉など行っていただきまして、関係者が被害防止対策会議の確認事項も踏まえて、連携協力し対応に当たったところでございます。

結果として警職法に基づき、町の実施隊により銃による駆除が行われたというところでございます。

また県では、熊対策のさらなる強化策としまして、本年10月に県のクマ被害防止専門チームを新たに設置いたしました。追い払い、見回り、捕獲、市町村への助言などを行う体制を強化しております。また、市町村等の現場関係者を対象とした出没

対応研修を開催し、出没時の対応力の向上、連携強化を図ることとしております。

12月になりましても、御紹介がありました朝日町、そして南砺市等でまだ出没が続いております。今後も、里山林の整備や河川敷の伐木、柿などの誘引物の伐採、除去、そして住宅地や人家周辺への熊の出没を抑制する環境整備を進め、市町村や猟友会含め関係機関と連携して人身被害の未然防止に取り組んでまいります。

鹿熊委員 ぜひひとつよろしく申し上げます。

最後の質問でございます。知事のマニフェストの項目には直接はないと思うのですが、特にこの資料の右側の新しい社会経済システムの構築のためには、やはり人口減少への適応という観点で、少ない資源でより多くの成果を上げる生産性の向上が、経済への制約を最小化するためにとっても大切なことと思います。

製造業や農業、建設業の各現場では、それぞれいろんな生産性向上の取組がなされておりますけれども、生産性向上というのはやはりDX投資だけでなく、教育とか働き方改革とか、多様性の尊重とか、あるいは研究開発とその実用化など多くのテーマを含んでおりますので、ぜひあらゆる産業を俯瞰して、県として総合的、体系的な生産性向上の取組が必要かと考えております。

そこで県は、行政、企業・団体、教育機関など関係者から成る、例えば富山県生産性向上会議のようなものを立ち上げて、産業全般にわたる生産性向上について総合的・体系的に取り組むことが必要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 委員御指摘のとおり、人口減少への適応策として、地域全体で生産性を向上させることは、地域社会の持続可能性を確保する上で極めて重要な課題と考えます。製造業はもとより最近では特に農林水産業、医療・福祉、建設業、サービス業な

ど多くの分野で労働力不足が深刻化しており、生産性向上は不可欠です。

県では、これまで中小企業などへのDX、GX推進支援、賃上げと設備投資支援、リスキリングによる人的投資支援、農業分野でのスマート農業、医療・介護分野でもDX支援といった生産性向上支援策を積極的に進めてきました。また、県立大学におけるDX教育研究センターと情報工学部の新設により、地域のデジタル人材育成の基盤強化にも取り組みました。加えて人口未来構想本部では、人口減少社会への適応を議題に議論を重ねており、先般提示した人口未来構想骨子案に基づき、労働生産性の向上を含めて、直ちに取り組むべきものは、来年度の当初予算に反映させてまいります。

生産性の向上については、産業分野ごとに取り組むべき内容や関係者が大きく異なることから、基本的には私は、産業分野や業種ごとに取り組むほうが効果的なのではないかと考えます。

一方で、行政、企業、団体、教育機関など多様な関係者が連携し、総合的かつ体系的に取り組む課題、例えばDX人材の育成などもあると認識しておりまして、今後の新たな総合計画の策定に向けて立ち上げる総合計画審議会の場で議論をできればと考えます。

瘡師委員長 鹿熊委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって、本委員会の質疑は全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、長時間御苦勞さまでした。

終わりに、本委員会の運営に終始御協力賜りました議員各位、県当局並びに報道関係の各位に対し深く敬意を表します。

これをもって、令和6年11月定例会の予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時10分閉会